

令和2年第1回国分寺市農業委員会総会議事録

令和2年1月20日(月)午前9時30分

第1回国分寺市農業委員会総会を国分寺市役所プレハブ会議室第一に召集する。

出席委員 (14名)	1番 田中 豊	2番 関口 竹人	3番 佐藤 弘	4番 内藤 孝雄
欠席委員 (1名)	5番 鈴木 一雄	6番 神山 弘幸	7番 尾又 守	8番 濱野 周泰
	9番 金谷 こずえ ^欠	10番 真藤 秀夫	11番 田倉 隆行	12番 本橋 裕司
	13番 池谷 喜市	14番 本多 章雄	15番 小柳 良江	
事務局 出席職員	事務局長 清水 昭策 事務局係長 榎本 紘幸 係 園田 智也			

< 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会長等の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議案第2号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

日程第5 協議事項

協議第1号 令和元年度3団体共催「ふれあい視察見学会」について

協議第2号 農業委員会活動と国・東京都への要望について

協議第3号 令和元年度東京都農業委員会・農業者大会及び受賞祝賀会について

協議第4号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（特定都市農地貸付け）に係る申請手続きについて

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について

報告第2号 令和元年度国分寺市優秀農業経営表彰(農業委員会長賞)表彰者の決定について

報告第3号 地区別懇談会開催結果について

報告第4号 今後の日程について

日程第7 その他

議長（田中 豊）は令和2年第1回国分寺市農業委員会総会の開会を宣言した。

○ 日程第1 開会と署名委員指名

議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。

5番 鈴木 一雄 会長職務代理 10番 真藤委員

○ 日程第2 前回会議録の承認

事務局提示のとおり前回会議録は承認された。

○ 日程第3 会長等の報告

○ 日程第4 議案審議

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議長は、議案第1号1番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を田倉委員に現地調査報告を求めた。

田倉委員 議案第1号1番について、1月14日に尾又委員、金谷委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ドウダン、サルスベリ等の植木類の他、芝が栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。よって本案件の人物は相続税納税猶予制度を適用するに適格だと考える。

鈴木職務代理 当該被相続人が所有していた農地について、今回申請以外の部分については、相続税納税猶予の適用を受けないのか。

事務局 今回の申請以外の農地については、相続人が異なり、相続税納税猶予制度の適用は受けずに、生産緑地として維持するとのこと。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第1号1番について全員一致で承認とする。

議案第2号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

議長は、議案第2号1番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を佐藤委員に現地調査報告を求めた。

佐藤委員 議案第2号1番について、1月14日に、内藤委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ミカンが栽培されており、その他は作付け準備中で、すべて適切に肥培管理されていた。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第2号1番について全員一致で承認とする。

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

議長は、議案第3号1番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を池谷委員に現地調査報告を求めた。

池谷委員 議案第3号1番について、1月14日に、田中会長、真藤委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地は作付け準備中で、すべて適切に肥培管理されていた。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、

で、議案第3号1番について全員一致で承認とする。

○ 日程第5 協議事項

協議第1号 令和元年度3団体共催「ふれあい視察見学会」について

議長は、協議第1号を議題とすることを告げ、事務局へ説明を求めた。事務局より、前回総会での協議を基に、ふれあい視察見学会の内容・詳細なタイムスケジュール案・募集方法等について説明を行った。

事務局 前回総会にて日時案を決定後、共催団体や視察先と調整した結果、3月3日（火）午前9時から午後3時で実施する方向で進めている。視察にあたっては、国分寺農業と関連する内容のものを中心に視察できればと考えている。改めて、内容について確認していただくとともに、農業委員の出席者・一般参加者の参加費・お土産について協議いただきたい。

議長 お土産については、昨年と同様、うど1本と野菜をお渡しする方向でJAと調整していただきたい。また、参加費については、去年は1,000円であったが、今年はバスを使用するため、費用を上乗せするかご意見いただきたい。

本橋委員 横浜港への視察の際の参加費はいくらに設定していたか。

事務局 例年、3,000円としていた。

本橋委員 バスの費用があるため、昨年から500円追加して、1,500円程度が適当ではないか。

議長 協議の結果、下記事項について決定した。

出席委員（8名）

- ・田中会長・鈴木会長職務代理・関口委員・本多委員・尾又委員
- ・本橋委員・内藤委員・金谷委員

一般参加者参加費 1,500円

お土産の費用は共催団体と調整の上で、負担する団体を決定する。

鈴木職務代理 昼食の場所については、天候次第で屋外とすることはできないか。
事務局 視察先と共催団体の事務局にて打ち合わせを行う際に、確認する。

協議第2号 農業委員会の取組と国・東京都への要望について

議長は協議第2号を議題とすることを告げ、事務局へ説明を求めた。

事務局 協議第2号について、提示した案をもとに、本総会にて内容を決定していただきたい。

農業委員会の取り組みについては、新たな都市農地制度についての周知活動や、市長及び議長への意見書の提出について、去年の内容から追加している。

要望については、前回総会にてご意見をいただき、国に対する要望の中で、特定生産緑地制度への対応に関して、「何らかの事由で本人の意に反して特定生産緑地の指定を受けることができずに指定から30年経過した生産緑地について、特定生産緑地指定できるよう特例措置を設けること。」を追加している。

濱野委員 特定生産緑地制度への対応について、「何らかのやむを得ない事由で指定期日までに本人の意に反して」とすることで、意味がより伝わり

やすいのではないか。

議長 濱野委員の発言の通り修正の上、事務局提示案の通り決定する。
本橋委員 鳥獣害被害について、検討会の中で話をしていただけでないか。他市においても、鳥獣害被害の事例を聞いている。

議長 市長及び議長へ意見書の提出を行ったことについて説明する際に、鳥獣害被害についても触れたいと考えている。また、他市の取り組みについても聞くようにする。

協議第3号 令和元年度東京都農業委員会・農業者大会及び受賞祝賀会について
議長は協議第3号を議題とすることを告げ、事務局へ説明を求めた。

事務局 協議第3号について、受賞祝賀会の内容と役割分担について協議していただきたい。

議長 協議の結果、祝賀会の内容については例年同様とする。また、役割分担については、下記のとおり決定する。祝賀会会場の花・食事については総務部会にて手配する。

受付 池谷委員・神山委員
司会 内藤委員
開会挨拶 尾又委員
乾杯 鈴木会長職務代理
閉会挨拶 佐藤委員

協議第4号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（特定都市農地貸付け）に係る申請手続きについて

議長は協議第4号を議題とすることを告げ、事務局へ説明を求めた。

事務局 協議第4号について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年9月1日に施行され、このうち特定都市農地貸付について、民間事業者より市内での市民農園開設に係る手続き依頼があった。市内で初めての事例となるため、申請手続方法等を整備し、別紙のとおり作成したため、協議していただきたい。

資料としては、市・農地所有者・開設者にて締結する貸付協定、農業委員会への特定農地貸付の承認申請書、都市農地所有者の農林漁業業務への従事計画を添付している。また、開設予定の農地・所有者についても記載している。今回の相談については、所有農地の一部に市民農園を開設するとのことで、相続税納税猶予適用農地である。

今回、市が貸付協定を締結するにあたり、農業委員会総会にて情報提供するとともに、今後の承認申請に向けて内容の確認やご意見があればいただきたい。

鈴木職務代理 市民農園開設に関して、施設は農地内に設置して問題ないか。

事務局 生産緑地については、市民農園に関する施設は設置可能であり、相続税納税猶予適用農地についても、設置可能な農業用施設がある。いずれも、市の生産緑地の担当部署や税務署への確認が必要となる。

鈴木職務代理 市民農園への入り口と想定される場所については、現状舗装がされていないが、どのような形で利用するのかをしっかりと決めておく必要

がある。

事務局 詳細内容については、現時点では不明なため、今後開設者及び所有者へ確認する。

議長 今回の相談についても、JAが関与していない状況であり、JAとしても今後どのように関与していくのか確認をしたい。また、農業委員会としては、法律に沿って審議することになる。

尾又委員 貸付協定については、どのくらいの効力があるのか。

事務局 貸付協定は、協定に違反した場合や開設者が特定貸付農地を適切に利用していない場合の措置として、貸借契約の解除や協定を廃止するという文言が記載され、それだけの効力がある。

○ 日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について
報告第1号について、事務局より資料を基に7件報告した。

報告第2号 令和元年度国分寺市優秀農業経営表彰(農業委員長賞)表彰者の決定について
報告第2号について、事務局より資料を基に報告した。

報告第3号 地区別懇談会開催結果について
報告第3号について、事務局より資料を基に説明した。

報告第4号 今後の日程について
報告第4号について、事務局より資料を基に説明した。

○ 日程第7 その他

下記について資料を基に説明した。

- ・農業委員会委員の募集について
- ・特定生産緑地制度支部別個別周知について
- ・農作物生産状況調査経費の支払いについて

議長 令和2年第2回農業委員会総会は、2月19日(水)午前9時30分より国分寺市役所プレハブ会議室第一にて開催する。

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年1月20日
国分寺市農業委員会
会長 田中 豊

署名委員

署名委員